

学校給食ニュース vol.85 06年09月号

発行:学校給食全国集会実行委員会 <http://gakkyu-news.net/jp/> E-mail desk@gakkyu-news.net

今月のピックアップ

食育と栄養教諭制度～学校給食のあり方を考える 2006夏期学校給食学習会報告

2006年8月7日～9日、神奈川県横浜市のローズホテル横浜にて夏期学校給食学習会が開催されました。主催は東京都学校給食栄養士協議会、日本教職員組合、全国学校給食を考える会の3団体。

この学習会は毎年学校給食をめぐる様々な問題点を学習、議論する場として主に栄養職員、調理員が参加し、各界の専門家の講義を聞き現場の意見交換をしています。夏期学校給食学習会の報告は、すべての発言内容を報告集の形でまとめ、翌年の冬に発行されています。学校給食ニュース9月号では簡単に内容の報告、発言要旨をまとめます。なお、報告集では発言者の確認を得ていますが、本号では学校給食ニュースの文責にてまとめています。掲載内容は発言の趣旨とご理解ください。

(まとめ、学校給食ニュース 牧下圭貴)

【食の安全、あり方を考える】

初日は、食の安全とあり方を考えるテーマで3つの講演でした。

講演:ファストフードから足を洗うための “お湯と桶”

山田博士いのち研究所主宰の山田博士(やまだひろし)さんは、「コンビニ食」という造語をつくった方で、コンビニ、外食だけでなく、家庭の調理でも「コンビニ食」が広がっていると警鐘しています。

コンビニ食とは、無生命食、無国籍食、無愛情食、無

重量食、無感動食であり、食の基本が失われていることを事例を挙げて指摘。

安全性の面では、特にタール色素(合成着色料)、安息香酸(保存料)、亜硝酸塩(ハムなどの発色剤)、BHA・BHT(パーム油の酸化防止剤)、化学調味料の問題点を指摘しています。

そして、個々の安全性や問題点について目を向ける必要はあるが、同時に「鳥の目」を持ち、食のあり方も多国籍企業などの国際戦略によって大きく影響を受けていることにも目を向ける必要があるとのこと。

食育については、子どもに包丁を持たせ、自ら調理をすること、命をいただくことを学ぶことが何より大切だと自らの経験を通して離していただきました。

講演者近著等:

脱コンビニ食(平凡社新書 2003年9月)

最新 危ないコンビニ食(現代書館 2004年4月)

山田博士いのち研究所ホームページ

<http://www.kt.rim.or.jp/~setu/yama.shtml>

講演:食の安全と子どもの健康

市民バイオテクノロジー情報室代表の天笠啓祐(あまがさけいすけ)さんは、毎年、最新の遺伝子組み換え作物・動物やバイオテクノロジーの情報を教えていただいています。

まず、BSE問題で輸入中止が続いていたアメリカ産牛肉の輸入“再”再開について、BSEの問題とは別に、アメ

リカでは牛の飼育に成長ホルモン剤を使用しており、アメリカではアメリカ産牛肉、牛乳、乳製品を多く食べている人が多胎出産(双子、三つ子など)をするケースが増えているなどの研究報告があることを紹介。

この成長ホルモン剤も遺伝子組み換え種子の開発企業であるモンサント社による開発であることや、加工業者が成長ホルモン剤不使用と表示しようとしたら、モンサント社が差し止め訴訟を起こしたことなどの実態が紹介されました。

遺伝子組み換え作物は、年々栽培面積が増えており、その結果、日本に輸入されている量も増えているものの、飼料や食用油などに使われるため、食品表示には表れず、知らないうちに食べていることになっています。

日本では、まだ遺伝子組み換え作物の商業的な栽培はされていませんが、それでも、輸入された菜種が道路に落ちるなどして、菜花として生えたり交雑したりしている可能性があり、市民の協力でGM(遺伝子組み換え)ナタネ自生全国調査を行ったところ、30カ所で発見されています。

食品についても、豆腐などの検査を農水省が行ったところ、豆腐、油揚げ、ゆば、納豆、豆乳、味噌などの調査によって、300の分析数のうち分析不能が36件、遺伝子組み換えに陽性だったのが175件ありました。「遺伝子組み換え不使用」でも5%の混入率が認められており、輸入時にすでに混入していることなどが理由です。EUのように混入率1%と厳しくする必要を訴えられました。

遺伝子組み換え作物の安全性については、いくつか身体に対する影響を示す研究成果が発表されており、環境面、食の安全面からも遺伝子組み換え作物は不要だとの声を出し続ける必要があると天笠さんは訴えます。

質問では、「飢餓対策のために遺伝子組み換え作物が必要との説明があるが、飢餓についてはどう考えるのか」とあり、天笠さんは、「飢餓問題は、食料の平等な分配の問題で、今でも多くの穀物を肉を食べるために畜産に利用している。食料を増産しても、結果的には今、飢餓の人たちには食料としていかない。食料の分配の問題としてとらえたほうがよい」との答えです。

講演者近著等:

遺伝子組み換え作物はいらない! 広がるGM Oフリー - ズン (家の光協会 2006年4月)

世界食料戦争 (緑風出版 2004年9月)

地球とからだに優しい生き方・暮らし方 (柘植書房新社 2003年2月)

遺伝子組み換え食品いらないキャンペーン

<http://www.no-gmo.org/>

講演: 食べ物に放射線を照射する危険

健康情報研究センター代表の里見宏さんは、学校給食問題や食の安全など様々なテーマで毎年お話しいただいています。

今回は、放射線照射食品問題です。

食品の放射線をあてることは、食品衛生法で禁止されています。しかし、例外として、異物混入の検査と食品の厚み確認のための0.1グレイ以下の照射、ジャガイモの発芽防止のための150グレイが認められています。

このジャガイモについては、土幌農協(北海道)のジャガイモのみが放射線照射されて出荷されています。

このほかにも、1960年代から70年代にかけて、米、小麦、タマネギ、ミカン、ウインナーソーセージ、水産練り製品などが検討されていましたが、1970年代はじめ、放射線照射ジャガイモが出荷され、学校給食にも使われていたことから学校給食関係者や消費者によって反対運動が起こり、放射線照射食品は土幌農協のジャガイモのみになっていました。

この土幌農協のジャガイモは、出荷される箱には照射食品であることが表示されますが、小分けされれば普通に販売されており、学校給食などに使われている可能性もあります。

現在、全国スパイス協会の94品目のスパイス、ハーブ類の放射線照射を認める動きがあります。まず、内閣府原子力委員会が7月13日に「食品への放射線照射について」との報告書を部会がまとめ、これから認可に向けての動きがはじまりそうです。

今回のスパイス・ハーブ類には、ニンニク、ショウガ、タマネギなど、私たちが日常的に使っている野菜類も対象になっています。

里見さんは、試験研究が不十分なことや、安全性を確認する方法がないこと、照射されているかどうかを検知する方法が確立されていないことなど、様々な問題を指摘し、食品への放射線照射を止める運動を呼びかけています。

講演者近著等：

ちょっと待って！ フッ素でむし歯予防？(ジャパンマシニスト社 2006年6月)

食育！？いちばんヤバイのはこども、なんだぞ (ジャパンマシニスト社 2005年7月)

放射線照射と輸入食品 増補版(北斗出版 2001年3月)

これでも食べる？放射線照射食品(ジャパンマシニスト社 2000年3月)

健康情報研究センターほか

<http://www.sih.jp/>

学校給食ニュース2006年7月号で、放射線照射食品についての特集をしています。

【食育を考える】

2日目は、「食育基本法」後の食育について、国や自治体の動きをまとめ、学校給食関係者がどのように取り組むかを考えました。

各自治体の食育の取り組みについて

学校給食ニュース編集責任者の牧下圭貴が、国の「食育推進基本計画」について紹介し、この基本計画が、食料・農業・農村基本計画(農水省)や、健康日本21(厚生労働省)、健やか親子21(厚生労働省)、食品安全基本法(内閣府食品安全委員会ほか)、栄養教諭制度(文部科学省)などと深く関係しながら作られていることを説明しました。

平成22年の目標年次までに都道府県で100%、市町村で50%が「食育推進計画」を立てることになっています。すでに、北海道、岩手県、茨城県、群馬県、広島県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県で「食育推進計画」や、それに準じるものが作られています。それぞれの特徴について説明しました。

この都道府県の「食育推進計画」は、食の安全安心などから、「農政」部門が担当したり、健康日本21運動の関係として「保健・衛生」部門が担当したり、総合的な部門が担当するなど、都道府県によって取り組みはまちまちで、主となる部門や都道府県の行政手法によって、実際の「食育推進計画」への取り組みが大きく異なります。

栄養教諭の位置づけも、それぞれの計画でまちまちであり、学校給食の取り組みについても、重視するところもあれば、そうでないところもあります。

そのため、都道府県や市町村の「食育推進計画」が作成され、運用される時点で、それぞれの学校給食関係者(栄養教諭・学校栄養職員・調理員ほか)が、積極的に計画に対して意見を入れ、できれば策定段階から参加する必要があります。

この全国のまとめを踏まえ、北海道と愛媛県今治市の先進的な取り組みについて行政の立場から報告をいただきました。

元氣もりもり北海道の食育

北海道農政部長の安全推進局長の竹林孝さんには、北海道の食育推進計画と、北海道の取り組みについてお話しいただきました。

北海道では、BSEや雪印乳業の食中毒事件などを受けて、生産者、消費者、道政が、北海道の農業と食のあり方について議論し、方向性を一緒に作っていく機運が高まりました。そこで、北海道では「食の安全・安心条例」を制定し、平成17年4月より施行北海道らしさと消費者重視の施策をつくりました。北海道だけでなく、北海道で消費される輸入食品なども対象にしたり、遺伝子組み換え作物の開放系での交雑・混入防止を盛り込んだり、クリーン農業や有機農業を推進、地産地消やスローフードなどの検討から食育を重点に置くなど、画期的なものとなりました。

食育基本法の成立を受けて、国の食育推進基本計画を待たずに平成17年12月には、「北海道食育推進行動計画～元氣もりもり道産子食育プラン」を策定し発表。

学校給食では、地産地消と体験学習の取り組みを力点に置き、すでに取り組んでいる道産小麦パンを全市町村100%にする、栄養教諭を20年度までに511人にするなど具体的な目標を立てて取り組んでいます。

食育：愛媛県今治市の取り組み

今治市企画振興部企画課政策研究室長の安井孝さんには、今治市の有機農産物を使った自校式給食や独自の体験型食育プログラムについてお話しいただきました。

今治市では、昭和39年から24小中学校21000食のセンター方式でしたが、老朽化に伴い、昭和58年度より単独自校調理場方式に切り替えました。単独自校調理場方式への切り替えをきっかけにして、地場産優先で、なければ市内産、県産、四国内、西日本、国産というように地元に近い食材を使う取り組みを行い、遺伝子組み換え食品は避けるなどを行ってきました。

1小学校区では、旬と有機農産物の取り組みがはじまり、徐々に広がって、昭和63年には「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」を行い、無農薬や有機農産物、旬の地場に近い食品の取り扱いを行っています。米、パン、豆腐と地場産の取り組みは広がりつつあり、学校給食での取り組みの広がりの影響から、スーパー、レストラン、ホテルなどが旬と地場産の農産物、水産物をアピールして販売する取り組みに広がっています。

今治市では、地産地消の学校給食の食育効果についても検証するために、今治市在住の26歳の人にアンケートを行い、有機農産物の給食を食べた人、他の今治市の給食を食べた人、市外の給食を食べた人ごとの、食に対する意識や行動について調べました。その結果、安全性や地場産、食品添加物などの意識が高いことが分かり、学校給食の食育効果について明らかになっています。これをもとに、食育プログラム研究会による食育カリキュラム案を検討し、実践的な学校教育での食育カリキュラムをモデル的に実施しています。

今治市は、近隣と合併したため、合併後の食育や学校給食のあり方について検討をしているところですが、このように、独自の取り組みで学校給食と食育を行っている自治体もあることが分かりました。

午後の部では、「それぞれの立場からの食育」として、学校栄養職員、調理員、教諭の立場での取り組みの紹介や考え方を行っていただき、意見交換をしました。

学校栄養職員：Aさん(杉並区立荻窪小学校)

岩手県の雫石町とつながり、産直で野菜や米、りんごなどを学校給食に入れていきます。学校では授業の米作りに雫石の生産者が指導に来たり、餅つきをPTAと雫石の生産者の女性たちと一緒に体験学習したり、産地直送の山菜を学校給食に出して、ふきやわらびをそのまま展示するなど、学校給食を通じて、産地と結びつき、教科と連

携しながら食育を行っています。

Aさんは、「食育は、トマトを自分で育てたから今まで嫌いだったのが好きになったというようなことを「評価」にしてはいけないと思います。自分で栽培したり、生産者と交流する過程で学び取ったことこそが食育の効果だと思いません」と言います。

教職員も、雫石町に行き、荻窪小学校専用田んぼの田植えをしたり、無農薬ほうれん草の収穫体験を通じ、あるいは、授業や、学校給食での生産者との交流体験を通じて変化しており、栄養職員であっても、学校給食を通じて様々なことができることを紹介しています。

調理員：Bさん(八王子市立由木西小学校)

Bさんは、以前別の学校で5年生の総合的な学習の時間に鮭を使った観察飼育とアイヌの鮭料理を結びつけ、アイヌについて学ぶ日に、アイヌ料理の指導を受けて学校給食でアイヌの鮭料理を出す取り組みを行いました。そのほかにも、これまでに3年生の社会科で戦争の頃の食べ物を学ぶ際に、現在のすいとんと昔のすいとんをだしたり、平和学習の日に、めざし、雑炊、たらし焼きのみの学校給食を企画するなどの取り組みをしています。

現在勤務する、由木西小学校(児童職員合わせて130人)の学校では、校内にタケノコや栗、梅、柿、いちご、あんず、ハーブ、山菜が自生しており、また、子どもたちもひとりずつ子ども農園を持ち、自分で栽培をしています。そこで、学校給食でも、近所の生産者に小松菜を栽培してもらい、自生食材を学校給食に使う、子ども農園から子どもが持ってきたものを使うなどのことを通じて、食育を行っています。

Bさんは、これらの取り組みをビデオで撮影し、編集して、教職員や子どもたちに見てもらえるような教材化も行っています。

教員：Cさん(日野市立平山小学校)

昨年まで、世田谷区で岩手県との学校給食食材を通じた交流事業を縁に産直と、子どもたちが岩手県に行くなどの学習を行っていたCさんですが、4月から日野市の小学校に転任し、教科を通じた食育に引き続き取り組んでいます。

5年生の授業で、お米作りで古代米を栽培する過程を学び、これに図工で土器を焼き、炊いて古代米を食べ、

それを6年生の歴史の授業に役立てようと計画しています。

これから、給食現場で食育について関わろうという方には、ぜひ、学校で子どもたちが実際に使っている国語や社会などの教科書をそれぞれの学年、ひととおりを通して欲しいと、神野さんは提案します。現在の国語や社会の教科書は、手紙やメールの出し方、お礼の手紙、発表方法や新聞づくりなど、自分で調べたり書いたりすることを主にしたものになっています。「食育」は、生産者や調理する人など、人との交流そのもので、担任や食育を行う栄養教諭やつなぎ役でしかありません。その意味で、教科書にもう一度目を通せば、学校給食を通じた食育のヒントが得られるとのことでした。

栄養教諭：Dさん

(福井県小浜市立小浜小学校)

全国に先駆けて昨年10名の栄養教諭を採用した福井県で、栄養教諭の仕事の実情をお話いただきました。

福井県の栄養教諭は、現在34名となっています。現在は、今年から310食の単独調理場のある小学校に勤務し、3校を兼務しています。

昨年の栄養教諭1年目には、職務内容を職員会議などでPRしたり、県の後押しで、保護者へのアンケートや地域での様々なイベントなどに参加して栄養教諭制度や食育について紹介しています。その分、給食室にいる時間が減るため、調理員にサポートしてもらうことが多くなります。

学級では、給食時間の指導をきちんとしていくため、教員にも指導内容を紹介しながら行っています。

初年度の授業は、特別活動、家庭科でのチームティーチング、体育や総合的な学習の時間での単独授業などを行いましたが、初年度ではカリキュラムがすでにあつたため、次年度に向けて調整していたところ、異動があり最初からやりなおしの状態だったとのことでした。

赴任校に3校兼務の状態、赴任校にゆっくりいる時間がとれず、食育関係で打ち合わせに時間がかかるため多忙な状態が続き、給食では調理員に食材の発注や衛生管理などで頼る面が大きくなっています。

夏期中に教員向けの研修を行ったり、学校や地域で何ができるかを模索しているところでした。

これらの報告を受けて、発言者による意見交換や会場からの質疑が行われました。

「食育推進基本計画」については、朝食欠食率を下げるのが具体的な数値で目標化されることなど人権に関わる問題点も多く、批判的な見方も必要ではないか、との指摘もありました。

【学校給食に携わる】

3日目は、前日までの学習を受けて、自由な意見交換会です。

調理の現場から

葛飾区からは、葛飾区の調理現場が現在、正規調理員1名＋非常勤・パート、正規調理員2名＋非常勤・パート、正規調理員の定数校、民間委託という体制になっており、様々な職場ができており、調理現場と栄養職員との意思の疎通の問題などもあって混乱していると、合理化によって起こっている問題点について報告がありました。

名古屋市からは、栄養職員と調理員の職務についてある程度整理し、調理、食材、衛生管理面で調理員にまかせられる部分を増やせるようにする取り組みが紹介されました。また、栄養職員の未配置校などで、調理員として学校の年間計画の中にゲストティーチャーとして授業時間枠をもらったり、昼食時間に教室に入るなどの取り組みが紹介されました。

栄養教諭の現状

全国学校給食を考える会の栄養職員からは、現在の栄養教諭配置数や状況が報告されました。兼務校が多いという問題、三重県では1年間に350時間の食育関連業務が求められていることや宮崎県では100時間となっていること、また、服務規程があるところとないところがあるなど、栄養教諭の配置や職務についての現状には大きな問題があるようです。

大阪府の栄養教諭からは、福井県の報告のように、学校の中で栄養教諭の職務や食育の授業についての位置づけを作っていく苦労と課題が語られました。

三重県の栄養教諭からは、栄養職員から栄養教諭への移行にあたって、県からは新規採用と同様であり、1年

間は新規研修があることや異動についての説明を受けたといいます。350時間の食育関係の内訳は、150時間が個別指導、50時間が給食時間、150時間が授業となっており、1人の栄養教諭が50学級を持つことになっているため4校程度の兼務になっています。そのため、やはり所属校にいる時間が少ないこと、異動し、赴任先の職場や赴任先の調理現場とのコミュニケーションをとる時間もとれないこと、中学校に赴任するとクラブの顧問などもあり、多忙を極めていることなど、兼務教諭としての問題点が明らかになっています。

鹿児島県では、すでに69人が栄養教諭となっており、200名ほどの栄養職員が3～5年で移行することになっています。栄養教諭の職務として、食に関する指導を行うこととなりますが、今の教育状況に支障のないように求められており、実態は栄養職員と変わっていません。センター給食校に配置された栄養教諭はセンターの学校給食管理の仕事をしており、また、同じセンターから給食を配食されている学校からも栄養教諭としての仕事を求められることなどの課題や、栄養職員が配置されている学校に栄養教諭が別に配置され、職務の切り分けの問題が出るなど課題があります。

チャンスとするか、しないか

このような中で、調理員は、衛生管理をはじめ学校給食における職務を確立していき、調理も含めた食育のあり方について取り組む必要があるのではないかと指摘がありました。

一方、栄養教諭／栄養職員についても、栄養教諭は何をする教諭なのか、なぜ社会的に必要なのかを確立し、他の教諭同様に全校配置などの具体的な教諭としてのしくみ作りが必要との指摘もありました。

さらに、食育基本法の下で、学校給食の位置づけや役割について、積極的に学校給食関係者が関わり、形骸化されたり、これまでの取り組みが形だけのものにならないよう注意しながらも前向きに取り組まなければならないのではとの意見もありました。

まもなく、新卒の栄養教諭を迎える状況の中で、現状の食育や栄養教諭、学校給食の制度的な不備な点を確認し、調理現場が合理化によって見えなくなることをないようにしながら、新しい制度を作っていくことが必要とのまとめがありました。

このほか様々な意見や事例が出されました。詳しくは、2008年2月発行予定の報告集をお待ちください。

映画:スーパーサイズミー

その後、映画「スーパーサイズミー」(2004年 監督・出演モーガン・スパーロック)が上映されました。この映画は、アメリカでマクドナルドのファストフードだけを1カ月食べ続けるとどうなるかを監督自身が体験し記録したもので、さらに、ファストフードや食品業界の広告手法やアメリカの学校給食の実態などについても指摘したドキュメンタリー映画です。レントラックジャパンよりDVD(日本語吹き替え付き)でも発売されています。

トピックス2

食育推進基本計画と関係する政策

食育基本法が、平成17年(2005年)7月15日に施行されました。この法律は議員立法で行われ、法律の成立後は、内閣府に食育推進担当が置かれて、政府が内閣総理大臣を会長とする食育推進会議を設置、平成18年(2006年)3月には「食育推進基本計画」を策定しました。

この食育推進基本計画は5年間の計画で、食育を「国民運動」として推進するとしており、都道府県は平成22年度までに100%、市町村でも50%がそれぞれの「食育推進計画」を立てて取り組むように目標を立てています。

「食育基本法」および「食育推進基本計画」については、学校給食ニュース2005年7月号(食育基本法)、2005年10月号(審議中の答弁として合理化通知はセンター化促進ではないとの文科省答弁)、2006年4月号(全国集会での食育基本法に関する国会議員報告)、2006年6月(食育推進基本計画の学校給食・栄養職員関係)など、法律の成立過程から特集してきました。

今回は、先の夏期学校給食学習会(2006年8月)に発表した内容から、食育推進基本計画と、国の食育政策について紹介します。(文中の平成18年度食育関係の政府予算については、内閣府食育推進担当ホームページより引用したものです)

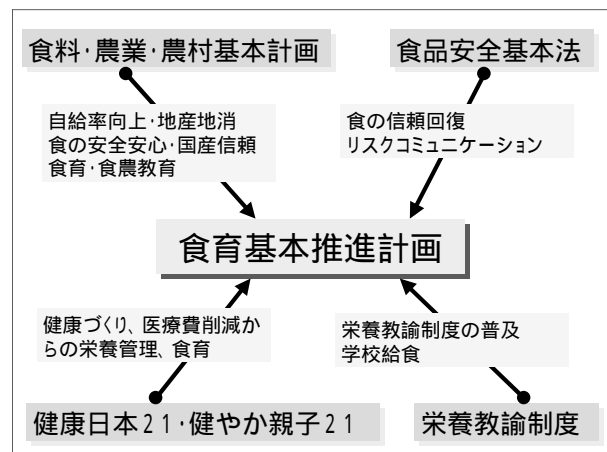
学校給食ニュース

食育推進基本計画と関係する政策

国の食育関係の計画は、「食育推進基本計画」だけではありません。食料・農業分野、食の衛生分野、福祉医療分野、教育分野などいくつもの省庁や政策と関係しています。

食料・農業・農村基本計画

平成11年(1999年)に、食料・農業・農村基本法が成立しました。この法律は、昭和36年(1961年)の農業基本



法を廃して成立した基本法です。農業基本法は、日本の農業政策を示した法律ですが、食料・農業・農村基本法は、日本の農業の衰退、高齢化、輸入増加、食料自給率の低下、農村の荒廃などを受けて、農業生産だけではなく、食料の安定供給や農村の進歩、農業の多面的機能などを示した基本法となりました。

5年ごとに、食料・農業・農村基本計画を立てて、具体的な政策を盛り込むことになっています。自給率の向上や消費者の食の安全安心、国産生産物の信頼確保、食育・食農教育といった内容も盛り込まれています。自給率を上げるためにも、食の安全安心を確保するためにも、消費者に農業や食に対する理解が必要で、そのためには食育や食農教育が必要だとして「食育」が計画の重要な要素となっています。

平成17年度(2005年)からの2期目の基本計画では、食生活指針の充実としてフードガイドの普及、食育の充実、地産地消の展開、米など国産農産物の消費拡大、国産品の信頼確保などを行うことになっており、食育は農水省消費・安全局の担当です。

平成18年度の農水省予算における食育関係予算は10394百万円です。

農林水産省	
	10394百万円
1. 全国段階における食育の推進	3,945百万円
2. 地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進	2,702百万円
農林漁業に関する体験活動の推進	333百万円
食に関する様々な情報提供等の推進	899百万円
食品廃棄物の発生の抑制や再生利用等の推進	2,515百万円

1. 全国段階における食育の推進 3,945百万円

「食事バランスガイド」を活用した外食産業や小売業等におけるモデル的取組の促進、都市部の児童・生徒を対象とした体験学習等を通じた米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発、ポスターやマスメディア等の多様な媒体を活用した「食事バランスガイド」の普及・活用、毎年1月の「食を考える月間」を中心とした「食事バランスガイド」等をテーマとしたシンポジウムの開催などにより、食育を推進。

2. 地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進 2,702百万円

地域におけるイベントの開催などによる「食事バランスガイド」の普及・活用の取組を支援。

3. 農林漁業に関する体験活動の推進 333百万円

4. 食に関する様々な情報提供等の推進 899百万円

食や農林水産業への理解を深め、食に関して正しい選択ができる能力を養成するため、食や農林水産業に関する様々な体験活動を推進。

国民の適切な食生活の選択に資するよう、食品表示など食に関する様々な情報提供等を推進。

5. 食品廃棄物の発生の抑制や再生利用等の推進 2,515百万円

食料資源の有効利用の促進及び環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制や再生利用等を推進。

健康日本21・健やか親子21

厚生労働省は、平成12年度(2000年度)から5年ごとの国民運動計画として、「健康日本21(21世紀における国民健康づくり運動)」を開始しました。そして、「健康増進

法」が平成15年(2003年)に成立し、法律のもとに「健康日本21」が置かれます。

フードガイドの作成、生活習慣病予防に力点を置いた食事摂取基準体重、脂肪や食塩・野菜・牛乳などの摂取目標、朝食欠食率などの具体的数値目標などが定められ、また、国による基本方針の策定と都道府県、市町村における健康増進計画の策定目標が定められるなど、食育基本法一食育推進基本計画一都道府県・市町村の食育推進計画ととてもよく似ています。

この健康日本21でも、フードガイドの作成、普及啓発がありますが、フードガイドは農林水産省と厚生労働省が共同で制作したものです。

一方、「健やか親子21」は、正式名称を「21世紀初頭における母子保健の国民運動計画」といい、平成12年度(2000年度)からの10年間となっています。健やか親子21は、母子保健法を背景にした数値目標のある国民運動計画です。また、平成15年(2003年)に成立した、次世代育成支援対策推進法とも関係しています。

この計画は、主に幼児期が対象となりますが、児童生徒における肥満児の割合、思春期やせの発生頻度、食育の取り組みを推進する地方公共団体割合など、青少年期の食育に関わる内容が数値目標化されています。「健やか親子21」は、都道府県市町村における母子保健計画、次世代育成支援計画と関係しており、「健康日本21」と同様に、食育推進基本計画のしくみとよく似ています。

厚生労働省	
	697百万円
1. 国民健康づくり運動の推進 (「健康日本21」)	621百万円
2. 「健やか親子21」による 母子保健運動の推進	6百万円
3. 消費者等とのリスクミ	70百万円

平成18年度の厚生労働省予算における食育関係予算は697百万円です。

1. 国民健康づくり運動の推進（「健康日本21」） 621百万円

「健康日本21」の推進

平成12年3月より21世紀における国民健康づくり運動（「健康日本21」）を推進。栄養・食生活をはじめ9分野70項目について具体的に目標を設定。

- ・「健康日本21」等の普及啓発
- ・若年期からの肥満予防対策の推進
- ・「食事バランスガイド」の普及啓発
- ・ボランティアによる食生活改善の推進
- ・飲食店におけるヘルシーメニューの提供等の支援
- ・メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導の重点化

栄養・食生活に関する科学的根拠の集積・情報提供毎年、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにする国民健康・栄養調査を実施し、健康増進の総合的な推進を図る基礎資料とする。

人材の育成

- ・管理栄養士国家試験の実施
- ・栄養・運動習慣改善支援者の研修

2. 「健やか親子21」による母子保健運動の推進 6百万円

乳児期からの食の重要性を踏まえ、従来の離乳ガイドを見直し、母乳育児推進のための具体的内容を盛り込んだ「授乳・離乳の支援ガイド」を新たに作成し、普及啓発を図る。

3. 消費者等とのリスクコミュニケーション 70百万円

食品の安全等に関する施策内容について、消費者等との双方向のコミュニケーションや食品安全に関する広報活動を通じて、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深める。

- ・食品の安全に関するシンポジウム等の開催
- ・食品の安全施策に関するホームページの作成・更新
- ・食品の安全に関するパンフレット等の作成
- ・食品の安全に関する相談体制等の充実

食品安全基本法

平成15年(2003年)に成立した食品安全基本法は、直接的には国内のBSE問題で消費者が日本の農業や食の安全、食品安全行政に不信を抱いたことがあります。その前後にも、農業や食品加工、輸入などで、食の安全

や信頼性を大きく損なう事件や事故が多発したために、農水省や厚生労働省の機能を一部変更し、食品安全行政を立て直すためにつくられた法律で、この法律のもとに、内閣府に食品安全委員会が置かれました。

この法律では、食品のリスクについて、食品安全委員会が科学的に「リスク評価」を行い、農水省や厚生労働省など食の生産、衛生管理の行政部門が「リスク管理」を行うこととされ、リスク評価とリスク管理を分けました。そして、食品安全委員会、農水省、厚生労働省がそれぞれ、国民に対して「リスクコミュニケーション」を行うこととなりました。このリスクコミュニケーションは、一方的な通知ではなく、国民と対話して、理解をもたらすためのものとされています。法律では、「消費者は、食品の安全確保にかんして知識と理解を深め、積極的な役割を果たすこと」となっており、ここから、食育との関わりが出てきます。

また、食品安全基本法の成立によって、国による基本方針の策定のほか、都道府県などでは、食の安全・安心条例や計画などが作られることとなりました。

内閣府食品安全委員会

	135百万円
1. リスクコミュニケーションの推進	74百万円
2. 食品安全性に関する情報提供	42百万円
3. リスコミに関する調査	19百万円

平成18年度の内閣府食品安全委員会における食育関係予算は、135百万円です。

1. リスクコミュニケーションの推進 74百万円

委員会が行う食品健康影響評価の結果等について、中央及び地方において意見交換会を開催するとともに、地方公共団体と共催した意見交換会を積極的に開催

地域型リスクコミュニケーションの推進を支援するため、関連団体やNPO等が行うセミナーの指導者の育成や教材の提供を行う事業を実施

2. 食品の安全性に関する情報の提供 42百万円

ホームページを活用して、広く国民に対して食品健

康影響評価の内容等について情報提供を実施

季刊誌、リーフレットを通じて、食品の安全性についてのわかりやすい情報提供を実施

3. リスクコミュニケーションに関する調査 19百万円

我が国での経験や知見の蓄積が少ないリスクコミュニケーションについて、意見交換会の評価等に基づきより効果的な実施を図るための手法を開発・検討

栄養教諭制度

文部科学省は、平成17年度に、学校教育法等の一部改正によって栄養教諭制度を新たに設けました。栄養教諭は、法律としては「栄養に関する指導及び管理」の教諭です。

背景として、文部科学省は、児童生徒の食生活の乱れが深刻化しており、学校における食に関する指導を充実する必要があり、児童生徒に望ましい食習慣を身に付けることが大切で、栄養に関する専門性と教育に関する資質をもつ栄養教諭が必要だとしています。そして、特に学校給食を生きた教材として有効に活用するとしています。文部科学省は、食育推進基本計画に際して、栄養教諭を軸に関わっており、栄養教諭以外の食育については、これまでの取り組みを食育分野として整理しています。

文部科学省

	1046百万円
1. 栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業	120百万円
2. 児童生徒の生活習慣と健康等に関する実践調査研究	38百万円
3. 栄養教諭育成講習事業	69百万円
4. 食生活学習教材の作成・配布	128百万円
5. 豊かな体験活動推進事業	470百万円
6. 地域に根ざした学校給食推進事業	71百万円
7. 食育推進交流シンポジウムの開催	20百万円
8. 子どもの生活リズム向上プロジェクト	130百万円
9. 家庭教育手帳の作成・配布	213百万円

平成18年度の文部科学省による食育関係予算は、1046百万円です。

1. 栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業 120百万円

各地域において栄養教諭を中核として、家庭や地域の団体（PTA、生産者団体、栄養士会等）と連携・協力し、食育推進のための事業を実施する。特に、学校と家庭・

地域が連携し、学校における食育を推進するため、家庭に対する効果的な働きかけの方策等について実践的な調査研究を行う。また、関係省庁の協力も得て、保護者に対して、食育の重要性や留意事項等について説明した参考資料を作成し、配布する。

2. 児童生徒の生活習慣と健康等に関する実践調査研究 38百万円

食育の推進等を通じて児童生徒の健康状態の改善や意欲の向上などを図るため、栄養教諭と養護教諭が連携し、地域の医療機関や学識経験者の協力を得て、児童生徒の食生活の状況が健康や意欲に及ぼす影響等の特定のテーマに関する調査研究を実施し、その成果の普及や生活習慣を改善するための効果的な指導プログラムを開発する。

3. 栄養教諭育成講習事業 69百万円

現職の学校栄養職員が円滑に栄養教諭免許状を取得できるようにするための講習会を開催する。

4. 食生活学習教材の作成・配布 128百万円

児童生徒が自らの食生活を考え、食に関する実践力を身に付けることが出来るようにするため、小学校低学年から継続した食に関する指導を行うための学習教材を作成し配布する。（小学校低学年、高学年、中学生用）

5. 豊かな体験活動推進事業 470百万円

農林漁業に関する体験活動をはじめ、社会奉仕体験活動や自然体験活動など、学校教育において様々な体験活動を充実させ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動推進地域・推進校等を指定し、他校のモデルとなる体験活動を実施する。

6. 地域に根ざした学校給食推進事業 71百万円

学校と生産者が連携し学校給食の充実を図るため、関係省庁や生産者と連携した学校給食における地場産物の活用の促進や米飯給食の推進のための方策等についての検討を進める。また、各地域においても栄養教諭等が中心となって、学校と生産者が連携した学校給食における地場産物の活用の促進や米飯給食の推進の在り方、単独校調理場方式による教育的効果等について実践的な調査研究を実施する。

7. 食育推進交流シンポジウムの開催 20百万円

学校における食育の重要性に対する理解の促進を図るため、教職員、保護者、生産者等を対象とした食育の普及啓発、栄養教諭による実践指導の紹介等を行うシン

ポジウムを開催する。

8. 子どもの生活リズム向上プロジェクト 130百万円

早寝早起きや朝食をとるなど、子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるための国民運動を展開するため、全国的な普及啓発活動を行うとともに、地域ぐるみで子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズム向上のための先進的な実践活動等の調査研究を実施する。

9. 家庭教育手帳の作成・配布 213百万円

食に関する内容も含め、家庭におけるしつけや子育てについてのヒント集としての家庭教育手帳を乳幼児や小学生等を持つ全国の親に配布する。

予算から、食育推進基本計画を読み解く

平成18年度予算まとめ

内閣府(食品安全委員会を除く)	176百万円
内閣府食品安全委員会	135百万円
文部科学省	1046百万円
厚生労働省	697百万円
農林水産省	10394百万円

このように食育に関しては、農林水産省、厚生労働省、内閣府食品安全委員会、文部科学省など複数の省庁が関係しており、最も予算が多いのは農林水産省となっています。また、個々の予算を見ていけば、食育に関して新たにできた予算よりも、これまでの事業の積み重ねが多いことも分かります。

これらの政府の予算配分を踏まえながら食育推進基本計画を読んでいけば、それぞれの計画の具体性や文脈がよく理解できることでしょう。

なお、内閣府の食育推進担当として、内閣府で食品安全委員会を除く、平成18年度の予算は、176百万円です。

1. 食育推進運動の展開 39百万円

国民運動として食育を推進するため、食育推進会議を開催するとともに、食育推進月間(仮称)を中心に全国大会の開催等広報啓発活動を展開する。

内閣府(食品安全委員会を除く)

176百万円

1. 食育推進運動の展開 39百万円
2. 食育推進基本計画の推進 67百万円
3. 青少年育成における食育推進 70百万円

2. 食育推進基本計画の推進 67百万円

食育推進基本計画を推進するため、基本計画の普及啓発、食育に関する政策研究の実施等を図る。

3. 青少年育成における食育推進 70百万円

青少年の健全育成を図るための青少年育成フォーラム、情報提供活動等において、食育に関する普及啓発を行う。

都道府県における食育推進計画

学校給食ニュースでは、2006年1月にホームページを移転・リニューアルしたことから、新たに47都道府県の学校給食に関する情報公開調査を行いました。これは、都道府県のホームページから、学校給食や食育についての情報がどの程度出されているのか、また、取り組みや計画などについてどのような情報発信がされているのかを調べたものです。

学校給食に合わせて、食育推進計画の策定状況についても調査しています。

2006年7月末現在では、以下の道県が「食育推進計画」または関係計画をまとめています。「食育基本法」を受けて作成されたもの、「食育推進基本計画」を踏まえたものもあれば、独自の考えに基づくものもあります。また、「食育基本法」以前の計画もあり、今後、新たに「食育推進計画」が作られる予定のものもあります。

- | | |
|--------------|----------|
| ◎北海道食育推進行動計画 | 平成17年12月 |
| ◎岩手県食育推進計画 | 平成18年2月 |
| 茨城県食育推進行動指針 | 平成15年2月 |
| ◎群馬県食育推進計画 | 平成18年5月 |

広島県食農教育推進方針	平成16年10月
◎佐賀県食育推進計画	平成18年3月
◎熊本県食育推進計画	平成18年3月
◎大分県食育推進計画	平成18年3月
◎かごしまの“食”交流推進計画	平成18年3月

(◎は食育基本法に基づくもの、無印は内閣府が関係計画としてまとめているもの)

特徴としては、国が食育関係で先行している「食の安全・安心」や「健康日本21」関係の延長にあるものが多いということです。また、「食料・農業・農村基本計画」関係の延長にある自治体もあります。そのため、取りまとめ部局が、農政部局、健康・保健部局、環境衛生部局となることが多く、大きく分けると農業系、保健系、環境系となります。

自治体によっては、自治体の総合的な計画や部局を廃した位置づけにしているところもあり、それぞれの特色が見られます。

計画の立案方法についても、専門家や関係者等の検討委員会を設置して議論して内容を公開しているものや、そういった過程を公開せずに計画だけを公開するものなどまちまちです。

どの計画も、具体的な数値目標やその結果としての予算などが盛り込まれており、学校現場や給食現場、食育の手法についても影響のある計画となっています。

今後、都道府県、市町村で食育推進計画が立てられることとなりますが、学校給食やこれまでの食育、地場型給食等の取り組みについて反映させるためには、積極的

に計画段階から議論に加わることが必要になってきます。

すでに、東京都のように「東京都食育推進計画中間のまとめ」を発表し、パブリック・コメントを求めている自治体もあります。

学校給食現場や教育現場におられる方々には、計画策定段階から参加してほしいところです。また、パブリック・コメントなどを通じて、関係者、保護者、市民等も積極的に意見を反映していただきたいものです。

次号では、上記の都道府県食育推進計画についてまとめて報告します。

学校給食ニュースホームページ

<http://gakkyu-news.net/jp/>

学校給食関係都道府県状況調査一覧表

http://gakkyu-news.net/jp/010/019/post_216.html

内閣府食育推進担当(共生社会政策統括官)

<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/index.html>

平成18年度食育関連予算

<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/yosan/h18-yosan-an.pdf>

都道府県・政令指定都市の食育に関する取組(内閣府まとめ 平成18年7月24日把握分まで掲載、その後も更新される見込み)

<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/chihou/mokuji.html>

学校給食ニュース 85号

発行:学校給食全国集会実行委員会

編集:学校給食ニュース編集事務局

会費:年額3,500円(4月から3月、送料込み)

〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15

第2五月ビル2階 大地を守る会気付

全国学校給食を考える会

お問い合わせは...全国学校給食を考える会

電話:03-3402-8902 FAX:03-3402-5590

ホームページ <http://gakkyu-news.net/jp/>

E-mail desk@gakkyu-news.net

学校給食全国集会実行委員会構成団体

全日本自治団体労働組合・現業局

東京都千代田区六番町1(電話03-3263-0276)

日本教職員組合・生活局

東京都千代田区一ツ橋2-6-2(電話03-3265-2175)

日本消費者連盟

東京都目黒区早稲田町75-2F(電話03-5155-4765)

全国学校給食を考える会 左記住所、電話番号

学校給食ニュース情報シート

地域で取り組まれている課題や実践例をぜひ発信してください。学校給食ニュースへの感想やご意見もお願いします。
ここに記入していただくか、文書・写真などは実物を送ってください。

送り先 〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15 第2五月ビル2階 全国学校給食を考える会

TEL03-3402-8902 FAX03-3402-5590 E-mail desk@gakkyu-news.net

記入者名

団体名

ご連絡先(電話・FAX・e-mail)

ご住所(または、都道府県・市町村名)

私は、 栄養士 調理員 保護者 その他()です。

ニュースに掲載する場合、名前は 掲載可 掲載不可(匿名) です。